

## 京都市宝が池公園運動施設体育館における地域スポーツの普及・振興の促進のための利用料金の減額に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民スポーツの普及・振興に関する事業を推進し、もって地域住民の健康増進、体力の維持向上を図ることを目的として、京都市宝が池公園運動施設条例第8条及び同施行規則第16条の規定に基づき、京都市宝が池公園運動施設体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の減額に関し、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 午前 午前8時又は午前9時から正午までをいう。
- (2) 午後 午後1時から午後5時までをいう。
- (3) 夜間 午後5時30分から午後9時までをいう。
- (4) 午前・午後 午前8時又は午前9時から午後5時までをいう。
- (5) 午後・夜間 午後1時から午後9時までをいう。
- (6) 全日 午前8時又は午前9時から午後9時までをいう。
- (7) 日曜日等 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- (8) その他の日 日曜日等以外の日をいう。

(対象)

第3条 この要綱に基づく利用料金の減額の対象は、京都市体育振興会連合会が市長を通じて又は各区体育振興会連合会が区長を通じて申し込む体育館の全面を用いて行う優先的競技会等であり、利用する時間帯が次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 午前・午後
- (2) 午後・夜間
- (3) 全日

2 前項の規定にかかわらず、優先的競技会等のための準備又は撤収のために当該競技会等の前日又は翌日に利用する場合は、午前、午後又は夜間のみの時間帯を利用する場合であっても、利用料金の減額の対象とすることができる。

(利用料金)

第4条 前条の規定により減額となる場合における利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 京都市宝が池公園運動施設体育館の利用料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、前項の規定の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 京都市宝が池公園運動施設体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、前項の規定の施行前においても行うことができる。

別表

単位	利用料金	
	日曜日等	その他の日
1時間につき	円 2, 8 2 0	円 2, 3 5 0
1時間につき (夜間の利用時間のうち、1時間未満の部分は端数を1時間に切り上げた部分に限る。)	1, 4 1 0	1, 1 8 0

備考 夜間の利用時間における1時間未満の端数である30分は、1時間として計算する。